

## 北陸農民の北関東移住

小野 寺 淳

### 一、はじめに

近世の人口に関する研究では、高橋梵仙<sup>(1)</sup>や関山直太郎<sup>(2)</sup>等によって国別人口の増減のマクロ的研究がなされた。また近年歴史人口学として、速水融<sup>(3)</sup>の研究によって人口変動の研究が行われているが、資料的制限があり特定地域の人口増減が中心である。これに対して近世集落の宗門人別帳を資料として、地域人口についてのミクロ的研究の集積が、内田寛一を中心として早くから行われたが、人口の自然増減と村落経済との関係が主題であった<sup>(4)</sup>。そこで、幕藩体制の枠組の中でおこった人口移動についての個別的な研究は、従来歴史地理学を始め他の関連分野においても、あまり関心がはらわれてこなかった。その上、都市化による人口の都市集中という問題意識から、近世の人口移動の研究が行われてきたために、農村から農村への人口移動には関心がうすかった。

そこで、本稿では本庄栄治郎<sup>(5)</sup>・関山直太郎・高橋梵仙によって早くから紹介されているが、北陸農村から北関東農村へ移住した北陸農民の移住を問題として扱った。この北陸農民は、ほとんど浄土真宗の門徒であったため

に、従来関東における真宗教団の復活<sup>(6)</sup>として宗教史の面からも研究された。しかし、ここ数十年來、日向野徳久<sup>(7)</sup>・竹内慎一郎<sup>(8)</sup>等が中心となり、栃木・茨城・福島の三県にわたる北陸農民の移住村落の探究が行われてきた。また、その間に社会経済史の面からは、北陸農民の移住を典型的な本百姓体制を設定せんとする封建権力の意志によるものとする見方<sup>(9)</sup>もでてきた。

以上のような先学の研究動向に対して本稿では次のような視点によって、北陸農民の北関東移住を捉え直そうと試みた。それは、北陸農民の移住の契機を封建権力の意志と寺院の檀家獲得としながらも、移住を動態的に捉え直し、北陸農民の移住地選択のあり方や移住地での適応の仕方に重点をおいた。そのため、北陸農民の北関東への移住の拡散過程と移住地の地域的条件を詳しく分析した。

研究対象地域としては、栃木・茨城の両県に限定し、この二県をもって北関東とした。しかし、北陸農民は、北関東のみでなく福島県内へも移住したが、それも北関東の延長線上と考えられ、本稿の研究目的にとって何ら支障がないのであえて割愛した。また、研究対象地域を北関東に限定したため、時代は寛政期から明治初期までである。しかし、北陸農民の移住活動の全貌を明らかにするには、時代は大正期まで範囲は東北はおろか北海道にまで拡大しなければならぬといふまでもない。

## 二、移住の契機

北陸農民が、著しい人口減少を示した北関東農村へ移住する契機となったのは、寛政期の二つの農民移植策であった。一つは、真岡代官竹垣三右衛門直温の政策であり、他は、笠間藩領稲田にある浄土真宗寺院西念寺の住職良水の

移住策であった。この二つの農民移植策については、すでに先学の研究に詳しい。そこで、詳細ないきさつはそれらに譲り、本稿では、竹垣代官と良水の農民移植策の相違を次の三点の比較によって明確にする。この三点は、移住農民を募集した対象地域と農民移植の方法、またその際の募集条件の相違である。

まず、募集の対象地域は、竹垣代官が越後川浦代官領（現在新潟県上越市・三和村周辺）から募集したのに対し、良水は加賀藩領からであった。この相違は、二人の経歴による。

竹垣代官は、一四年間川浦代官を勤めた父庄蔵の職を継ぎ、四年間川浦代官を勤めた。そのため、川浦代官領内の農民の生活状況を熟知していたし、川浦代官時代の手代川上平十郎という協力者をえることができた。また財政面では、幕府の許可を得て十分な資金を与えられていた。

一方、良水は以前から加賀藩内へ勸化僧として出向いていた。そこで、笠間藩主牧野貞喜の藩政改革が始まると、藩の資金によって加賀藩農民を移住させた。これは、藩の人口増加策援助で、良水にとっては西念寺の檀家数を回復させる必要性からでもあった。このように、竹垣代官の農民移植策は、代官領相互での移住であったが、良水のそれは他領からの法を犯しての移植であった。そのため、農民移植の方法もおのずから異っていた。

竹垣代官は、実際の農民移植の方法については、川上平十郎に一任した。そこで、川上平十郎は、自身が真宗門徒であったためか、移住希望者は、越後国中本山高田本誓寺の役寺長円寺と光照寺へ申し出ることにした。そして、移住決定者は、自村の村役人に決して村に戻らないと誓った一札を入れさせられた<sup>10</sup>。次に、檀那寺では、移住農民に次のような往来手形を与えた<sup>11</sup>。

## 一札証文之事

一米岡村長右衛門重右衛門徳松右三人之者共宗旨之義ハ代々浄土真宗ニテ家内不殘拙寺且那ニ紛無御座候若此者共其国ニテ万一病死仕候ハバ何之寺成共早速御取置不被下候為後日之一札如件

寛政七年卯二月日

越後国頸城郡里五十公野村

善行寺

花押

同国米岡村

長右衛門殿

重右衛門殿

徳松殿

一方、良水は加賀藩に知られないよう、隠密裏に農民を募集しなければならなかった。そこで、良水に西念寺への順拝者という形で加賀藩農民を移住させ、そのまま笠間藩領内に住まわせた。そのため、移住農民のために往来手形を偽造したほどであった(12)。

次に、竹垣代官と良水の募集条件を比較すると、第一表のようになる。なお、竹垣代官に影響され農民移植策を行った下野藤岡代官岸本武太夫の募集条件も参考に示した。岸本代官は、竹垣代官より四年遅れて川浦代官領から移住農民を募集した。そのため、岸本代官の募集条件の方が、竹垣代官のそれよりやや条件が良くなっていると考えられる。良水の募集条件と両代官の募集条件を比べると、両代官が路用代・農具代等を無償で支給しており、移住にこまかい配慮をしていた。これは、財政面において、代官が幕府の公金貸付を利用したためと思われる。しかし、移住農民に対して検見取りであった代官領においては、次の資料(13)でもわかるようにかえって厳しい生活を強いられていたと思われる。

第1表 募集条件の比較

		笠間藩 稲田西念寺良水	代官 竹垣三右衛門直温	代官 岸本武太夫		
開 発 地 年 貢 率	初年	無年貢		取実作り取り		
	2年	反当2畝歩		田	反当7升	反当永10文
	3年				反当1斗5升	反当永20文
	4年	反当4畝歩		方	〃	畑 反当永30文
	5年				検見取	方
~9年						
10年~	永々半	方	一切免			
12年~						
家作金	出精次第拝借相成候事	2間半6間家造被下	金4両 (家作・灰小屋・雪隠取建入用)	金6両 (梁間2間桁行5間3方3尺下屋並に灰小屋雪隠共9尺4方積り)		
馬代金						
農具代	金4両 (翌年より10カ年賦返納)	1軒当 金2両2分 (人別に依じて相増)	1軒当	稼人2人以上一金3両1分 稼人2人以下一金2両1分		
夫食	代金にても拝借の事一割利足初年度返納	1日1人当一白米3合 搗麦4合味噌30匁	1日	稼人一米3合搗麦4合5匁味噌30匁 不稼者一搗麦4合味噌15匁		
種 粃			種粃一田1反当1升 (稼人1当2反5畝歩宛)	種麦一畑1反当8升 ( " ) 但初年のみ		
雑 穀						
道中関係	中泉村平八が往来手形を偽造 西念寺が越度引受人となり笠間藩領の村々へ入籍	道中入用の儀は宰領を以て相賜わること道中荷物の儀は1人前5貫目持高にて放立申付 足弱の老人は籠 小児分は三木御關所の義は御証文にて通行道中小遣として金1両	引越道中 入用1人当	{ 6歳以上 金2分 6歳以下 金1分		
その他	妻子持であること 拝借金相済候上は 帰国勝手次第		在所出立に付 借銭其外諸取片付入用 金1両			
出典	五来重『北陸門徒と関東移民』	『下重国八条村掛所記録』	白銀賢瑞『川上平十郎翁と頸城門徒の関東移民』			

文久三年六月 真岡代官引継申送書

一右拾二ヶ村之儀、本村は多分定免ニテ引請人分計検見取ニ候処、先年は他国引請人有之候得共、当時へ右之名目のみニテ、都て本村百姓作付居候儀、殊ニ小反別之引請人分多候間、都て定免可相願旨申論候処、追々定免相成候旨申送ニ付、猶又申送候  
また、良水の募集条件において、妻子持ちに限定した点は特に興味深い。これは、移住農民が独身者であった場合、結婚相手を探すのが容易でなかったことを如実に示していると思われる。

以上のような二つの農民移植策の性格の相違によって、移住農民の実数にもかなりの差があった。竹垣代官は、寛政七年（一七九五）から享和元年（一八〇一）までの六年間で、二八七戸移住させた<sup>14</sup>。岸本代官は、寛政十一年（一七九九）から文化六年（一八〇九）までに一七四戸移住させた<sup>15</sup>。ところが、良水が移住させた戸数は、寛政五年（一七九三）から文化元年（一八〇四）までの一二年間で六〇戸余に終わった<sup>16</sup>。

竹垣代官の農民移植策では、郡代中川飛驒守の同意をえて行つた。しかし、高田本誓寺が、信仰心の薄い関東へ門徒を移住させるのに反対したという障害もあった。しかし、それも良水の農民移植策のように、加賀藩の厳しい取り締りをくぐりぬけるのは比較にならない。この点が、移住農民の実数の差となって現われた。しかし、この二つの農民移植策が契機となり、越後農民と加賀藩農民の移住は、その形態を変えて継続した。

### 三、移住形態の変化

寛政期の二つの農民移植策は、その後、それぞれ周辺地域の農村復興の指導者に影響を与えた。しかし、竹垣代官や良水のように北陸農村で移住者を募集しえた指導者は限られていた。同様に代官でも、竹垣代官のように北陸地方

とのつながりがなければ、岸本代官のように思うような農民移植はできなかった。まして、良水のような農民移植策は難しい。それにもかかわらず、北陸農民の移住は、明治初期まで続く。これは、困難を伴う農民移植策を行わずとも、ある特定の北関東農村への自発的意志によって北陸農民が移住してきたと考えるのが自然である。ところが、一様に北陸農民といっても、越後農民と加賀藩農民とは異なる移住形態をみせた。そこで、本章では、寛政期の二つの農民移植策以降の北陸農民の移住形態の変化を考える。

まず、竹垣代官又は良水の農民移植策に影響を受け、それを手本に農民移植策を実施できた指導者たちについて説明を加えておく。

竹垣代官の農民移植策を、すぐに取り入れたのは岸本武太夫就美であった。竹垣代官と岸本代官は、寛政改革の一環として、荒廢の激しい北関東農村の天領を建て直すべく派遣された有能な代官であった。寛政期には、両代官の他に吹上代官所（現在栃木県栃木市）に赴任した山口鉄五郎高品や、板橋代官所（現在茨城県筑波郡伊奈村）に赴任した岡田寒泉といった名代官がいた。

山口代官は、文化年中那須郡の自領に越後農民を移住させた<sup>17)</sup>。しかし、岡田代官は北陸農民を自領に受け入れたが、農民移植策を試みたかは不明である。

また、竹垣代官の農民移植策によって移住した越後農民の一人であった教導は、文化年間に越後農民を谷田部落藩領茂木に移住させた。その功により、教導は谷田部落主から茂木正明寺を与えられた<sup>18)</sup>。

一方、良水の農民移植策の影響を受けたのは、宍戸藩領太田の唯信寺（現在茨城県友部町）任職唯定と旗本三宅家・坪内家知行所の下富田無量寿寺（現在茨城県銚田町）の任職諦順であったと思われる。その理由は、唯定も諦順も

良水と親戚関係にあったためである。良水の長女安佐は、諦順の妻であった。また、良水死後、唯定の息子良恵は、良水の次女奈美と結婚し、西念寺住職となった(19)。

唯定は、息子唯恵とともに、勸化僧として北陸布教の度毎に、三戸・五戸づつ移住農民を連れ戻り宍戸藩領に移住させた(20)。諦順が、こうした農民移植を実施したかは、資料が残っていないため不明である。しかし、下富田無量寿寺の檀家のなかには、先祖が北陸農民であったという人々がいる。

以上のように、文化年間までは、竹垣代官や良水の農民移植策に影響を受け、また実施した指導者がいた。ところが、この文化年間以降、農民移植策を行わずとも、加賀藩農民が自発的に逃散というかたちをとって、北関東に移住して来るという現象が起きた。また、越後農民は、北関東農村への移住のパイプを持つようになってきた。

たとえば、親鸞二十四輩の一寺である烏山慈願寺では、越中から逃散してきた北陸農民を保護し、彼等を名主の小作人とした(21)。すなわち、寛政期文化期の農民移植策は、北関東農村を加賀藩農民の逃散の場として提供する下地をこしらえたことになる。

一方、寛政期の竹垣代官の農民移植策は、真岡代官領内の人口減少をくい止めることに成功した。しかし、真岡代官領周辺の旗本領藩領では、依然労働力不足にあえていた。ところが、天保期以前には旗本領藩領にも越後農民が多数移住した。それは、川浦代官領のみならず、越後の各地から北関東農村へ移住農民を送り出すパイプが成立したためと考えられる。次の資料(22)は、このパイプの成立を示す貴重な資料である。

右者私儀元堀丹波守領分越後国蒲原郡村松春日町百姓渡世仕罷在候処近年打統洪水大地震山崩等様々の異変有之(中略)御代官田口五郎左衛門様御支配所当知行所御村々人別増御趣法の由村松春日町権左衛門同所春日町権次郎兩人の者共致世話具候ニ付

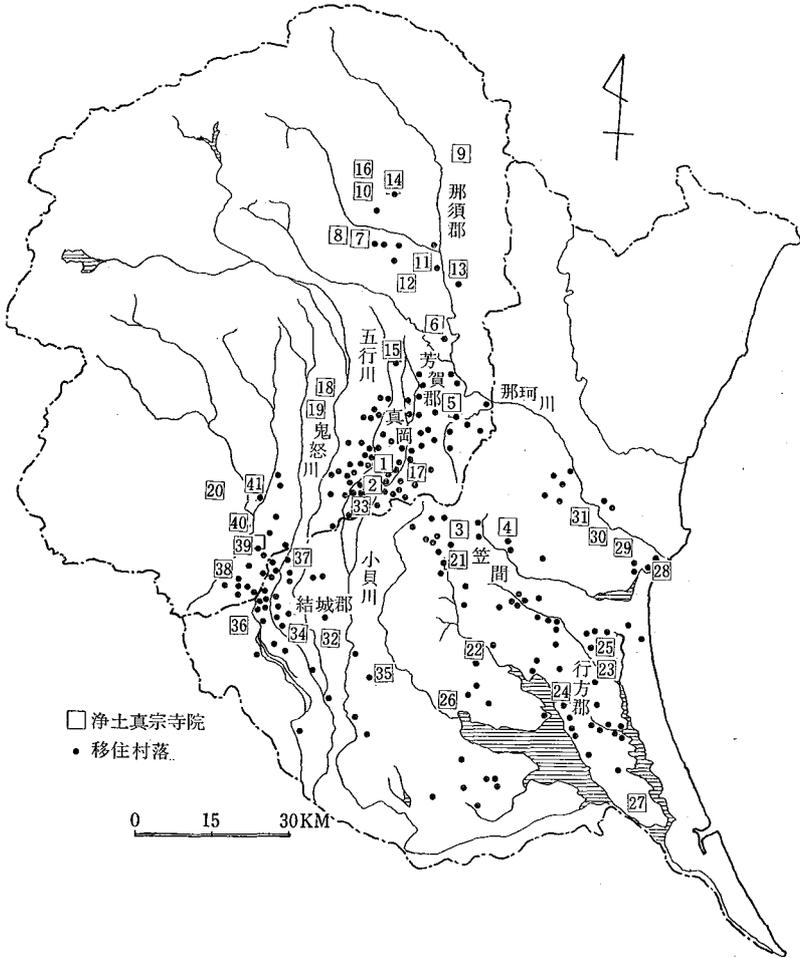
同所大世話元下町由左衛門方まで春日町名主佐治兵衛組頭杵右衛門をもって右の由奉願上則寺智村送り等實請の爲御召抱御趣法被成候眞岡支配所島村与惣兵衛殿御知行所物井村岸右衛門殿権左衛門権次郎四人に募り私女房女子二人都合四人其他同所より同断相越候勘之丞家内五人新発田領横場村百姓忠助家内二人同所弥助四人ノ十五者罷越その節外に四五拾人同道にて罷越……(後略)

この資料は、旗本宇津家知行の桜町領(現在真岡市東沼と二宮町物井・横田)に移住した越後農民の移住までの経緯が記されている。この桜町領では、文政五年(一八二二)から、二宮尊徳によって復興事業が始められた。しかし二宮尊徳はこの移住に直接関係しなかったらしく、物井村の名主格岸右衛門が身元引請人となった。この移住の特色は、移住引受地の島村・物井村の名主と移住農民の間に、世話人という移住斡旋者が介入していた点にある。こうした移住斡旋者が、四〇〜五〇人の移住農民を連れ、真岡代官領のみならず旗本領にまで送り込むパイプ役を果たした。これが、文政期から天保期にかけての越後農民の移住形態だったと思われる。

以上のように、加賀藩農民と越後農民は、別個の移住形態によって、北関東農村に新しい生活の場を求めて移住した。そこで、次章では、越後農民と加賀藩農民が北関東農村へどのような拡散過程をたどったかを考える。

#### 四、移住地の拡散過程

北陸農民の移住を動態的に把握するには、移住地の分布とその拡散過程を説明する必要がある。そのため、先学が北関東の浄土真宗寺院を回り、その檀家の中に北陸農民の有無を調査した結果を利用した。なかでも、竹内慎一郎<sup>(23)</sup>と山本秋広<sup>(24)</sup>の調査結果を利用した。また、その中で疑問点は、再調査した。そして、第一図に四一の浄土真宗寺院とこれらの寺院の檀家となった北陸農民の移住村落を示した。



第1図 北陸農民の移住村落と寺院分布  
 (図中の番号は、次頁の寺院番号である。)

番号	浄土真宗寺院	寺院所在地	番号	浄土真宗寺院	寺院所在地
1	本誓寺	栃木県真岡市八条	22	往西寺	茨城県新治郡千代田村
2	西念寺	栃木県真岡市東大島	23	無量寿寺	茨城県鹿島郡鉾田町
3	西念寺	茨城県笠間市稲田	24	豊安寺	茨城県行方郡玉造町
4	唯信寺	茨城県西茨城郡友部町	25	無量寿寺	茨城県鉾田町下富田
5	正明寺	栃木県芳賀郡茂木町	26	等覚寺	茨城県土浦市
6	慈願寺	栃木県那須郡烏山町	27	西円寺	茨城県行方郡潮来町
7	常敬寺	栃木県大田原市佐久山	28	願入寺	茨城県東茨城郡大洗町
8	正浄寺	〃	29	善重寺	茨城県水戸市
9	竜念寺	栃木県那須郡黒羽町両郷	30	信願寺	〃
10	円光寺	栃木県西那須野町狩野	31	浄安寺	〃
11	常円寺	栃木県那須郡小川町	32	光明寺	茨城県下妻市
12	西宝寺	〃	33	専修寺	栃木県芳賀郡二宮町
13	慈願寺	栃木県那須郡馬頭町	34	弘徳寺	茨城県猿島郡八千代町
14	忍精寺	栃木県大田原市	35	常福寺	茨城県筑波郡大穂町
15	徳明寺	栃木県塩谷郡高根沢町	36	長命寺	茨城県猿島郡三和村
16	光尊寺	栃木県西那須野町	37	称名寺	茨城県結城市
17	妙伝寺	栃木県芳賀郡益子町	38	行泉寺	栃木県小山市
18	観専寺	栃木県宇都宮市	39	西林寺	〃
19	安養寺	〃	40	紫雲寺	〃
20	常通寺	栃木県栃木市	41	蓮花寺	栃木県下都賀郡国分寺町
21	大覚寺	茨城県新治郡八郷町			

北陸農民の移住地の拡散過程には、二つの中心地があった。一点は、栃木県真岡市周辺であり、もう一点は、茨城県笠間市周辺である。この二点は、竹垣代官と良水が、それぞれ越後農民と加賀藩農民を移植した地域である。

越後農民は、筑波郡の代官領や那須郡南部のほかは、芳賀郡内に集中的に移住した。それも集団移住であったことは、前章で述べた通りである。これに対して以上の地域のほかの移住地は、越中・加賀・能登の加賀藩農民が移住した村落が大部分である。そこで、このような広範囲な分布を示した加賀藩農民の移住地の拡散過程を考える。それには、加賀藩農民が移住村落に定着した年代を調べなければならない。その方法として、浄土

真宗寺院の建立又は再建年代を調べた。その理由は、北陸農民は移住村落の近くに浄土真宗寺院が存在すれば、その寺院の檀家となったが、存在しない場合は、建立又は再建事業を起したからである。いかえれば、建立又は再建された浄土真宗寺院の周辺村落には、寺院経営が成り立つ程の——最低一〇〇戸以上必要であったろう——北陸農民が定着したと考えられる。

加賀藩農民が、逃散によって移住する場合、良水の移住農民募集で知られていた西念寺を、最初に頼って移住した。しかし、良水死後の笠間藩では、幕府への聞えをはばかり加賀藩農民を容易に受け入れなかった<sup>(25)</sup>。そのため、加賀藩農民は、受け入れ地を探し移動した。

こうした加賀藩農民は、笠間市から約三〇キロメートル圏内には、文政期に定着したと考えられる。この圏内では栃木県高根沢町桑窪の徳明寺が文政十一年（一八二八）に建立された。また、小山市飯塚の紫雲寺は、文政二年（一八一九）浅草本願寺掛所として建立された。

笠間市から約四〇キロメートル圏内には、天保期に定着したと考えられる。この圏内には、那須郡小川町の西宝寺・猿島郡三和村の長命寺・新治郡千代田村の往西寺が建立されている。西宝寺は、天保八年（一八三七）浅草本願寺掛所として建立された。長命寺は、天保期に飯沼新田に移住した加賀藩農民を檀家とした<sup>(26)</sup>。往西寺は、天保二年（一八三一）築地本願寺掛所として建立された。すなわち、笠間市から離れば離れる程、加賀藩農民の定着年代が遅くなるという拡散の過程が考えられる。

ここで、浅草本願寺掛所や築地本願寺掛所といった掛所式建立の仕方について説明を要する。浅草本願寺は、真宗大谷派であり、築地本願寺は、西本願寺派である。この江戸の東西本願寺から、周囲に浄土真宗寺院が存在しない移

住農民のために、役僧が派遣されていた。役僧は法要を執り行なっていたが、北陸農民が増加すると、東西本願寺でどちらかの掛所が設けられるようになったのである(27)。

以上のような拡散過程をたどった加賀藩農民の数量的把握には浄土真宗寺院の過去帳が重要な資料であるが、これについては、被差別部落問題との関係で閲覧がきわめて困難である。なお加賀藩農民と総称してきたが、越中砺波郡出身者が多いようである。

##### 五、移住村落の荒廃過程

北関東農村が、どのような荒廃過程によって、北陸農民に新しい生活の場を与える条件をつくりだしたかを考えておく必要がある。しかし、一樣に北関東農村の荒廃といっても、その荒廃原因や荒廃現象は、商品生産の展開の度合によっても相違点がある。とはいえ、ここでは北陸農民―主として越後農民―が、最も多く移住したと考えられる栃木県芳賀郡一帯の自給的農業地域の荒廃過程を分析する。この分析の視点としては、耕地の減少過程に注目した。分析の対象地としては、桜町領横田(現在芳賀郡二宮町横田)をとりあげた。この横田に移住した移住農民は、嘉永六年(一八五三)には、村戸数の三分の一以上を占めた。横田は、五行川左岸の沖積地の氾濫原に立地している。元禄十二年(一六九九)の戸数は、六八戸、人口四〇三の村であった(28)。ところが、文政九年(一八二六)には、戸数二三、人口一〇四の村となった(29)。約一〇〇年の間に、人口が四分の一に減少した村落であった。

次に、田畑別耕地面積の変化を追ってみると、第二表のごとくである。寛延二年(一七四九)までは、田が五八町歩余、畑が二五町歩余の耕地面積をもった村であった。しかし寛延二年から寛政二年(一七九〇)の四〇年間で、田

第2表 横田 田畑別耕地面積の変化

	寛永6年	元禄12年	寛延2年	寛政2年	文化9年	文化14年	文政4年
	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩	町・反・畝・歩
上々田	12・7・0・04	10・1・9・18	10・1・8・23	4・4・9・24	1・4・2・14	1・2・6・07	2・0・3・11
上田	18・6・7・09	15・1・0・29	15・0・9・05	6・0・4・19	3・0・8・24	1・8・2・11	2・4・1・15
中田	14・8・7・16半	15・2・5・12	15・2・5・12	5・9・7・17	2・4・24	8・6・16	1・1・1・24
下田	11・7・1・06半	14・6・5・02	14・6・5・02	7・0・0・03	2・9・4・00	1・8・7・10	2・1・1・08
下々田	4・5・15半	3・2・1・17	3・7・7・08	1・0・4・02	7・1・03	4・9・09	3・7・00
田方計	58・4・1・21半	58・4・2・18	58・9・5・20	24・5・6・05	8・4・1・05	6・3・1・23	8・0・4・28
上畑	11・0・7・02半	12・7・2・16	12・4・6・11	12・0・7・29	12・0・7・29	12・0・7・19	12・0・7・19
中畑	4・0・9・12	5・1・8・21	5・1・9・16	5・0・0・23	5・0・0・23	5・0・0・23	5・0・0・23
下畑	2・5・8・27	5・3・3・21	5・3・3・21	5・2・4・21	5・2・4・21	5・2・4・21	5・2・4・21
下々畑	—	6・0・04	6・0・04	6・0・04	6・0・04	6・0・04	6・0・04
屋敷地	1・9・1・17半	1・8・0・05	1・8・6・01	1・8・6・01	1・8・6・01	1・8・5・21	1・8・5・21
畑方計	19・6・6・29	25・5・6・23	25・4・5・23	24・7・9・18	24・7・9・18	24・7・8・28	24・7・8・28
立出し	—	4・5・4・29	5・0・3・24	5・1・3・27	5・0・3・24	5・0・3・24	5・0・3・24

(資料) 『二宮尊徳全集』10巻

寛永6年 横田村検地帳

元禄12年 横田村差出帳

寛延2年 横田村御物成割付帳

寛政2年 横田村御物成割付帳

文化9年 御物成上納帳

文化14年 御物成上納帳

文政4年 御趣法御土台平均帳

は四〇%に激減した。この間には、明和と天明の飢饉があり、安永期には麻疹の流行があった。さらに、文化九年（一八一二）には、田の減少はついに一四%となり、ますます田の減少傾向が進行していた。

ところが、畑は二四町歩余が維持されていた。文政期の戸数二三とすると、畑は一戸当り一町歩平均もっていたことになる。しかし、田は八町歩余としても一戸当り四反にもみたくない。

このように一方では、田は激減し、他方では畑が維持されたという現象は、横田に限ったことではなかった。桜町領の他の村も同様であり、芳賀郡の自給的農業地域では、多かれ少なかれ同様な状態であったと思われる。そこで、田の減少が起きた原因を検討する。

まず、桜町領の石盛を調べると、元禄十二年から寛延二年までの五〇年間に、石盛の増加がおこなわれた<sup>(30)</sup>。しかし、寛延二年以後は石盛の増加はない。桜町領は、元禄十一年（一六九八）に旗本宇津家の知行地となったので、宇津家によって年貢収奪が強化されたことになる。

次に、田の減少を問題とする時、金肥の導入の時期を考えなければならない。芳賀郡の金肥の導入の時期は、元禄から享保期<sup>(31)</sup>とされているので、秣場の少なかつた横田では、元禄期に金肥の導入があったと考えられる。金肥の導入は、荒居英次<sup>(32)</sup>が指摘したように、干鰯商人による二重搾取を招いた。

このような領主の年貢収奪の強化と干鰯商人の二重搾取のうえに、打ち続く洪水・天明の飢饉は、多くの没落農民を生み出したと思われる。特に、桜町領では五行川の洪水の被害が頻発し、人口の減少と相まって用水路は打ち捨てられていたと思われる。二宮尊徳が、桜町領の農村復興を計画した時、最初に着手したのは、堰の改修であった。

一方、畑が維持されたのは、特別な商品作物があったためではなかった。畑作物は、大麦・小麦・大豆が圧倒的に

多く、小豆・粟・稗・蕎麥・胡摩が少量作られていたにすぎない<sup>(33)</sup>。その他、木綿栽培が行われていたが、天保期でさえ、一戸当り一反歩平均の栽培面積<sup>(34)</sup>でしかなかった。そこで、畑が維持されたのは、田の石盛が不当に高かった上に、流行病や飢饉によって村落が疲弊し、その上干鰯商人による二重搾取を受けたために、畑で生産される雑穀類を商品化する必要があったからだと思われる。

このような移住村落の環境に、北陸農民がいかに適応しながら定着していったかを、次章で検討する。

## 六、移住地における適応形態

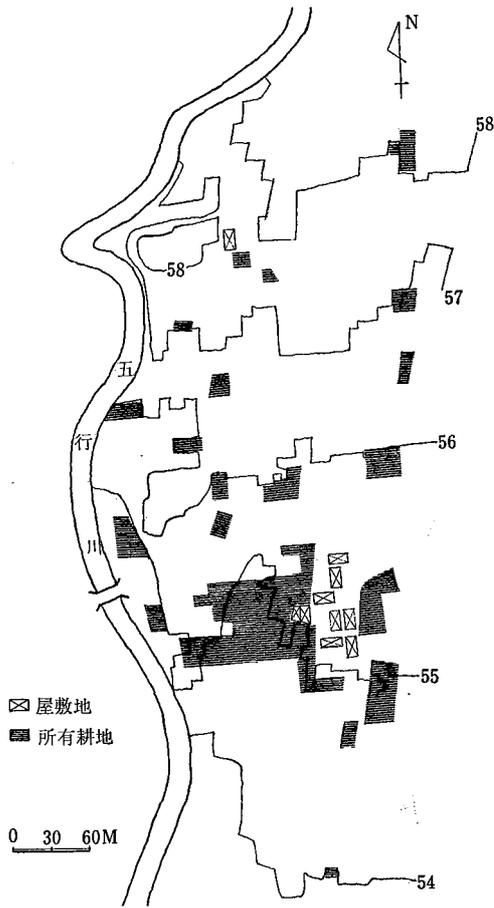
移住者は、前住地の環境知覚を持ちつつけるものである。そして、移住地にうまく適応できない場合は、環境の再評価がおこなわれる。北陸農民の場合も、集落形態・農業経営・風俗習慣にわたって、前住地の環境を再現した例がみられる。

集落形態を再現した例としては、茨城県玉造町手賀新田に、散村がある<sup>(35)</sup>。手賀新田は、越中砺波郡の加賀藩農民が移住した村落である。

農業経営・風俗習慣については、桜町領横田を対象に調べた。横田に移住した北陸農民は、越後平野の出身であった。横田の移住農民の農業経営を考えるために、移住農民の土地所有を第二図に示した。第二図には、土地条件を明確にするため、さらに一メートルおきの等高線を書き加えた。なお、この図は、昭和三十年十月測量の圃場整備図<sup>(36)</sup>をベースにした。横田は、大正十二年から十四年まで、一度耕地整理が行われた。しかし、交換分合はなかった。所有耕地の位置はほぼ同じと思われる。そこで、大正期の耕地整理時の「土地名寄帳」<sup>(37)</sup>から、移住農民の

まった(38)。そこへ、文政七年(一八二四)最初の越後農民寸平が、この目貫島に移住した。そして、文政十年(一八二七)二宮尊徳の指導のもとに、用水路が開削された。以後、移住幹旋者の仲介によって移住した越後農民が、目貫嶋に屋敷を与えられた。

移住農民の所有耕地を等高線によってみれば、地形的に低地を多く所有していたのがわかる。これは、水はけの悪い湿田であった。越後平野の湿田地帯で生活していた越後農民は、横田に移住しても湿田の耕作者となった。逆に、



第2図 横田 起伏と土地所有の関係

子孫一二戸の屋敷地と所有耕地を示した。

九戸の屋敷地が一ヶ所に固まっているのは、目貫島と呼ばれる集落である。この目貫島は、寛文十一年(一六七二)に九一〇戸の集落であった。元禄期には、一四戸前後の集落となっていたが、天明期には皆潰れてし

横田の田の減少が、こうした湿田の放棄にあったことがわかる。

次に、風俗習慣であるが、横田に移住した越後農民は、火葬を行った。横田には、現在でも目貫島に火葬場の跡が残されている。火葬慣行は、浄土真宗の信仰に規制されたものではないが、越後・越中・加賀の真宗地域では、火葬慣行の風習があった<sup>(39)</sup>。しかし、北関東では、土葬が一般的だった。親鸞ゆかりの古刹の浄土真宗寺院専修寺（現在芳賀郡二宮町高田）でも、昔から土葬がほとんどだという。そのため、横田では、火葬を行う移住農民を軽蔑したという。また、在来農民との縁組も嫌われた。

このように、生産性の低い土地を所有し、差別に耐え、移住地に適応し自立するために、移住農民は、貯蓄し「カイヨウシ」を行った。「カイヨウシ」とは、柳田国男の『族制語彙』では、次のように説明されている<sup>(40)</sup>。「金を出して養子先きの家を嗣ぐもので、普通は養子になる者のものと苗字を名のる。財産以外に氏神や墓所等の関係は継承する例が多い。」

一般的には、養子先きの家を嗣ぐものであるが、北陸農民の場合は、潰百姓の家を嗣いだ。一例を示すと、文政五年（一八二二）に丈八という移住農民は、二宮尊徳から借金をして潰百姓の家を建て直した<sup>(41)</sup>。この丈八の子孫は、小堀姓を名乗っているが、小堀姓はその村の旧家の姓であった。

しかし、このような「カイヨウシ」による自立ができず、また風習の相違による差別を強く受けた場合、北陸農民はその土地を離れ移動せざるをえなかった。こうした環境に適応できなかった北陸農民は、定着の過程で北関東農村に広範囲な移住村落の分布を示すことになったと考えられる。

## 七、おわりに

本稿では、北関東農村へ移住した北陸農民の移動現象と移住地における適応のしかたに重点をおいた。そのため、北陸農民を北関東農村へ押し出した原因の追求は、今後の課題となった。しかし、加賀藩の切高仕法による小百姓の増加といった原因ばかりでなく、浄土真宗という宗派の性格を考えてみる必要があると思われる。なぜならば、この研究を通して、北陸農民は故郷を離れることへの執着があまりないように感じられたからである。それは、宗教的な力によるものではないだろうか。この点も、今後の課題として残した問題である。

本稿は、従来の人口移動の研究に対して新しい見方を示した。第一は、人口移動を動態的に捉えるために、拡散という見方をした。これによって、北陸農民の移住には、真岡・笠間という二つの中心地があり、その地点から離れれば離れる程移住年代が遅くなることがわかった。第二は、環境への適応という見方である。これによって、北陸農民が前住地の集落形態・農業経営・風俗習慣といったものを保持しながらも、「カイヨウシ」によって自立し適応する姿勢があったことがわかった。

## 付記

本稿の作成にあたっては、二宮町長沼中学校教諭横山彰徳・真岡市文化財保護審議委員長高松勸農雄・穴川水利組合小堀重信の各氏に調査上便宜を計っていただいたことを記して感謝する。また、筑波大学菊池利夫教授・千葉徳爾教授の御指導を賜わり、ならびに筑波大学大学院の古田悦造先輩に多くの助言をしていただいた。

なお、本稿は昭和五十三年四月、国学院大学での歴史地理学会大会で発表した内容を再構成したものである。

注

- (1) 高橋梵仙(一九五五) 日本人口史之研究 日本学術振興会
- (2) 関山直太郎(一九五八) 近世日本の人口構造 吉川弘文館
- (3) 速水融(一九七三) 近世農村の歴史人口学的研究 東洋経済新報社
- (4) 内田寛一(一九七二) 江戸時代農村人口の研究 帝国書院
- (5) 本庄栄治郎 笠間藩の人口政策 経済史研究三七号
- (6) 五来重(一九五〇) 北陸門徒と関東移民史 林三三卷六号
- (7) 日向野徳久(一九五七) 下野における近世の農民移動 新地理五卷三号
- (8) 竹内慎一郎(一九六二) 北陸農民の関東東北移民 入善町文化会
- (9) 秋本典夫(一九六五) 北関東の荒廃とその復興策 宇都宮大学芸学部研究論集一五
- (10) 白銀賢瑞(一九五六) 川上平十郎翁と頸城門徒の関東移民 頸城文化 四頁
- (11) 小柳家文書 栃木県真岡市八条
- (12) 前掲(6) 九頁
- (13) 栃木県史 史料編 近世三 四二頁
- (14) 栃木県史 史料編 近世三 六九三―六九三頁 下野国八条村掛所記録
- (15) 村上直編(一九七二) 竹垣・岸本代官民政資料 近藤出版社 一一八頁
- (16) 前掲(6) 九頁
- (17) 前掲(7) 四三頁
- (18) 前掲(7) 四四頁
- (19) 前掲(8) 一四四頁
- (20) 前掲(6) 一一頁

- (21) 前掲(7) 四五頁
- (22) 横田とみ家文書 芳賀郡二宮町横田 この資料は、次の論文にも引用されている。谷畑盛(一九七〇) 幕府代官とその後  
自治栃木
- (23) 前掲(8)
- (24) 山本秋広(一九七二) 茨城ゆかりの史蹟探訪 統編 紀山文集一五巻
- (25) 前掲(7) 四五頁
- (26) 佐野俊正(一九七六) 飯沼北部に入植した門徒農民と請寺 地方史研究一四二 四五頁
- (27) 栃木県史 史料編 近世三 文久三年 六月真岡代官引継申送書 四二頁
- (28) 二宮尊徳全集 一〇巻 元禄十二年 横田村差出帳
- (29) 二宮尊徳全集 一一巻 文政九年 切支丹宗門人別御改帳
- (30) 二宮尊徳全集 一〇巻 元禄十二年 田畑高反別差出帳・寛延二年 御物成割付帳から石盛を調べた。
- (31) 栃木県史 近世編四
- (32) 荒居英次(一九六一) 近世野州農村における商品流通 日本大学人文科学研究所紀要 一一九―一二〇頁
- (33) 二宮尊徳全集 一二巻 御田穀並当已雜穀取調書上帳 二一五頁
- (34) 前掲(33) 二三―二二七頁
- (35) 前掲(8) 三六頁
- (36) 二宮町物部地区全図刊行会
- (37) 横山彰徳家文書 芳賀郡二宮町横田
- (38) 二宮尊徳全集 三巻 文政十年日記帳 一〇六頁
- (39) 堀一郎(一九五一) 民間信仰 岩波書店 二二六頁
- (40) 柳田国男 族制語彙 図書刊行会
- (41) 二宮尊徳全集 一〇巻 申渡 一〇二七頁